

2福スポ少第109号
令和3年2月5日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会
福島県スポーツ少年団
本部長 星 本文
(公印省略)

スポーツ少年団における新型コロナウイルス感染防止に
係る対応について (通知)

平素より本県スポーツ少年団活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月13日付け2福スポ少第102号で、令和3年1月14日(木)～2月7日(日)までの期間について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、宿泊を伴う合宿、遠征等の停止や他団(チーム)との練習試合や合同練習会の停止をお願いしていたところです。

その後、新規感染者数や病床利用率は少しずつ改善されつつありますが、短期間の内に再び病床がひっ迫することがなく、安定した医療提供が可能な状態を継続できるか見極める必要があるため、県では2月4日(木)に新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、緊急対策期間を1週間延長することを決定しました。

つきましては、感染拡大を防止する観点から、スポーツ少年団活動についても引き続き、下記の点に留意くださるようお願いいたします。

記

1 延長対象期間

令和3年2月8日(月)～2月14日(日)

2 対象期間における対応

- (1) 宿泊を伴う合宿、遠征等は停止すること。
- (2) 他団(チーム)との練習試合や合同練習会は停止すること。
- (3) 団活動における感染症対策について

活動種目の競技特性や活動内容に応じて、関係ガイドライン等に沿った感染症対策を講じて活動すること。

(4) その他

- ア 当該市町村において別途方針が示されている場合には、そちらを遵守すること。
- イ 指導に当たっては、活動に不安を抱いている団員や保護者がいることにも十分配慮し、活動を強制することのないようにすること。
- ウ 感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図ること。
- エ 午後8時以降の不要不急の外出を自粛すること。

なお、2月15日(月)以降の対応については、改めてお知らせします。

一本件に対する問い合わせ
福島県スポーツ少年団 半澤
TEL : 024-524-3833
FAX : 024-521-7971
E-mail : kensuposyo@sports-fukushima.or.jp